

財政の健全化判断比率等（速報値）について

平成 28 年 9 月 30 日

（政策協働部財政課）

1 健全化判断比率及び資金不足比率（速報値）の概要について

これらの比率は、平成 19 年 6 月 22 日に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により定められたもので、平成 19 年度決算から始まり、今回で 9 年目の算出となります。

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を経て、その意見を付けて市議会に報告することとなっています。

2 健全化判断比率（速報値）について

健全化判断比率と早期健全化基準及び財政再生基準

| | 牧之原市の比率 | | | 早期健全化基準 (H27 牧之原市の場合) | 財政再生 基準 |
|----------|----------|-------|---------|--------------------------|------------|
| | H27(速報値) | H26 | 比較 | | |
| 実質赤字比率 | －(黒字) | －(黒字) | － | 12.98% | 20.00% |
| 連結実質赤字比率 | －(黒字) | －(黒字) | － | 17.98% | 30.00% |
| 実質公債費比率 | 11.8% | 14.8% | 3.0%改善 | 25.00% | 35.00% |
| 将来負担比率 | 27.4% | 42.6% | 15.2%改善 | 350.00% | |

注) 実質公債費比率は 3 カ年平均となります。

上記のとおり、牧之原市の財政状況は、早期健全化基準及び財政再生基準以下ですので、同法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は必要ありません。

ただし、この 4 指標の基準は、財政状況がかなり逼迫しないと上回らない基準となっています。当市は、実質公債費比率が 18%を上回っていたため、市債の発行に県知事の許可が必要でしたが、平成 18 年度に「公債費負担適正化計画」を策定し、起債額（借金）を抑制することなどにより財政健全化に取り組んできたことから、平成 25 年度より、18%を下回っています。

平成 27 年度は、さらに改善が図られ 11.8%となりました。今後も比率が減少するように、引き続き、健全な財政運営に努めていきます。

3 資金不足比率（速報値）について

公営企業会計における資金不足比率と経営健全化基準

| 資金 不足 比率 | | 水道事業会計 | 農業集落排水 事業特別会計 | 経営健全化基準 |
|----------------|---|--------|------------------|---------|
| | | H27 | － | |
| H26 | － | － | | |

公営企業会計でも資金不足は発生していないため、経営健全化計画の策定は必要ありません。